

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	松原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/kikaku_seisaku/1_1/4731.html

執行機関名 松原市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 2の項 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	松原市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年4月25日実施)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この事業は、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等</u> (以下単に「 <u>小児慢性特定疾病児童等</u> 」という。)に対し、 <u>特殊寝台等の日常生活用具</u> (以下「 <u>用具</u> 」という。)を給付することにより、 <u>日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		松原市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年4月25日実施) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業について」別添5